

特定個人情報保護評価の再実施

- マイナンバー・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に削除されるため、国外転出者は利用できない状況。



国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用を実現するため、住民基本台帳法等が改正された

- 地方公共団体情報システム機構が開発した附票連携システムのアプリケーションが、令和6年1月から都道府県サーバにも適用。都道府県においても附票本人確認情報を管理することとなる。
- 附票本人確認情報にはマイナンバーは含まれないが、附票本人確認情報の利用に合わせマイナンバーを利用・提供する場合もあることから、特定個人情報保護評価の再実施が必要。

	本人確認情報	附票本人確認情報
記録項目	氏名 生年月日 性別 住所（4情報） 住民票コード マイナンバー	氏名 生年月日 性別 住所（4情報） 住民票コード
国外転出後	生存状況や氏名の変更は確認できない。	生存状況や氏名の変更状況が確認できる。

1

法改正の概要

背景

令和元年5月31日に「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政陰影の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(デジタル手続法)」が公布され、住民基本台帳法等が改正された。



法改正の内容

- ・ 国外転出届時に希望者は市町村窓口にて継続利用手続を行うことでマイナンバーカード、公的個人認証(電子証明書)を国外で継続利用可能とする。
- ・ 国外転出後も個人番号カード、電子証明書を新規発行することを可能とする。
- ・ 上記を実現すべく、国外転出後も利用可能な戸籍附票を個人認証の基盤として活用し、戸籍附票に記載された氏名、住所、生年月日、住民票コード等の情報の附票本人確認情報として管理を行う。
- ・ また、国の行政機関等や地方公共団体の求めに応じ、附票本人確認情報の提供を行う。

2

法改正の概要

法改正により、国では以下のようなことが可能になると想定している。

	改正前	改正後
確定申告	国内の所得がある場合、国外転出までに納税管理人を指定し、当該管理人が行う。	e-taxによる確定申告が可能。
年金の現況届	年1回、発送された「現況届」に在留証明等を添付して返送。	個人番号等を利用することで書類添付を省略できる可能性あり。

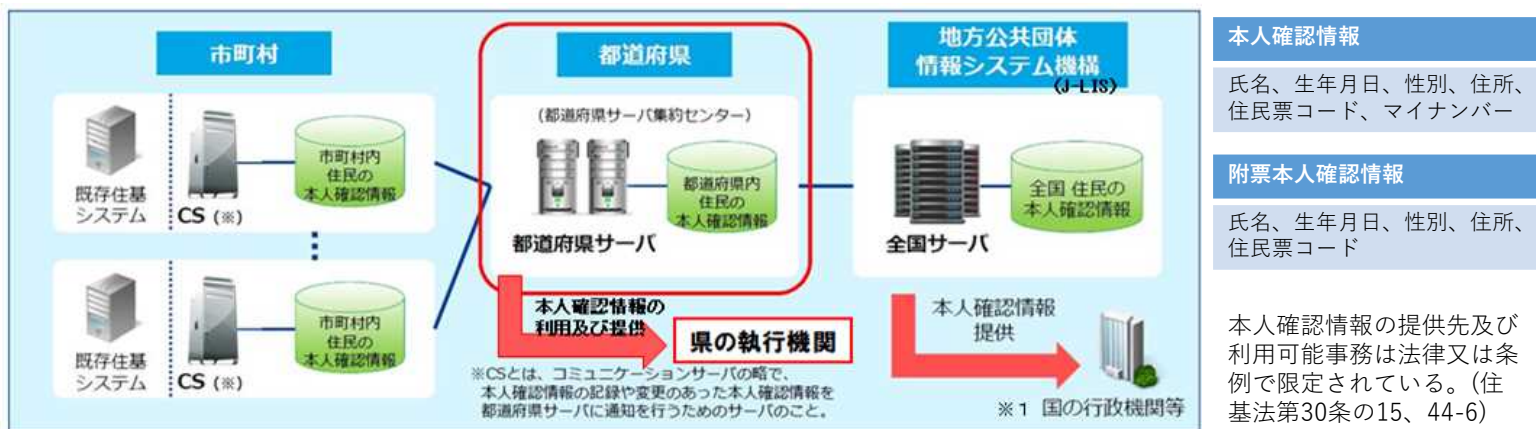
上記以外にも、将来的に個人番号の利用対象として海外在留者に対する行政サービスに拡大されれば利便性が高まると国が考えているものは以下のとおり。

- 旅券の発給事務への活用
- 渡航書等海外在留時の各種届出への活用
- 在外選挙関係事務への活用
- 各種申請・届出・プッシュ型情報提供への活用

3

住基ネットの概要

住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。



※1 法定事務では、国の行政機関の他に通知都道府県内外の市町村、通知都道府県以外の都道府県に対して本人確認情報が提供される。

市町村

- ・住民基本台帳の管理
- ・戸籍の附票の管理
- ・都道府県知事への(附票)本人確認情報の通知
- ・CSの運用管理

県

- ・都道府県内住民の(附票)本人確認情報の保管
- ・都道府県の執行機関等への(附票)本人確認情報の利用及び提供
- ・都道府県サーバの運用管理

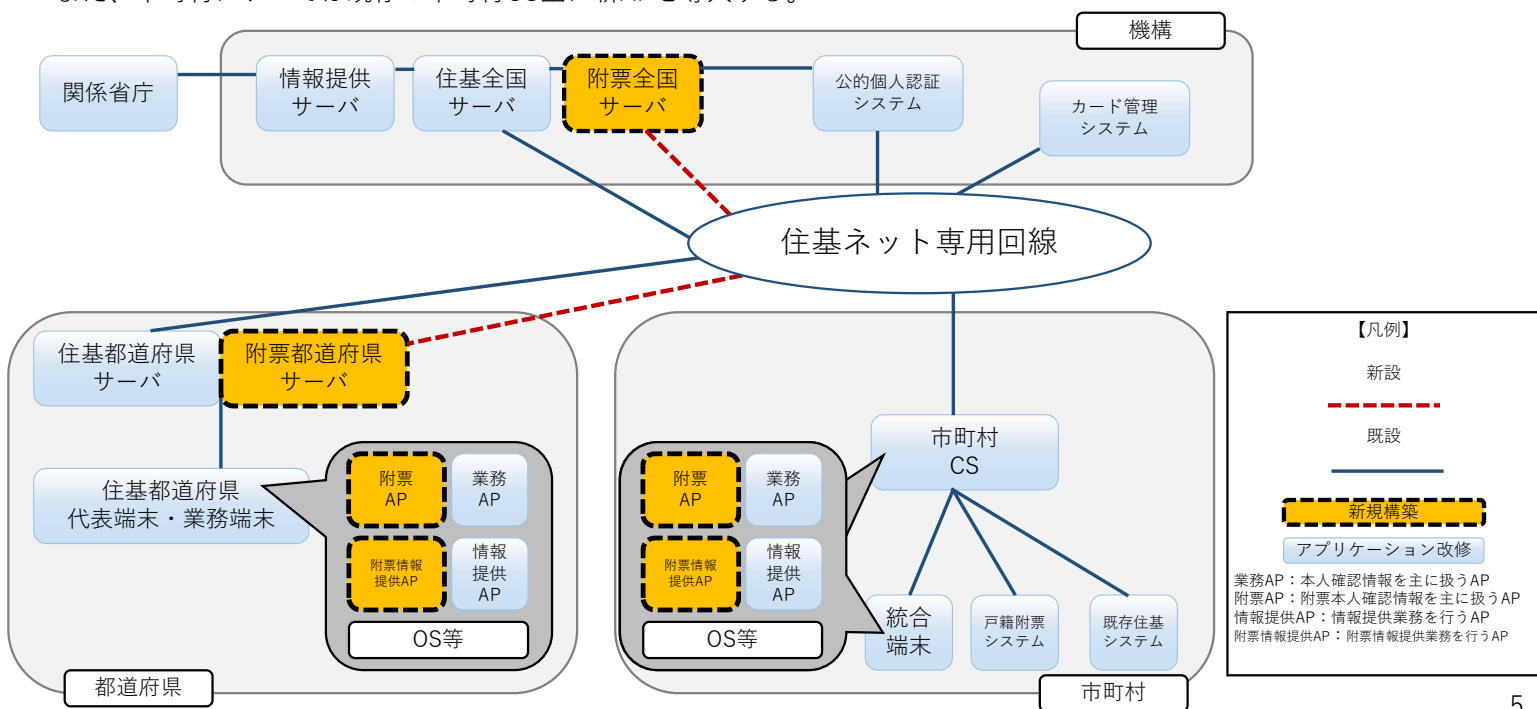
地方公共団体情報システム機構

- ・全国の住民の(附票)本人確認情報の保管
- ・行政機関への(附票)本人確認情報の提供
- ・全国サーバの運用管理

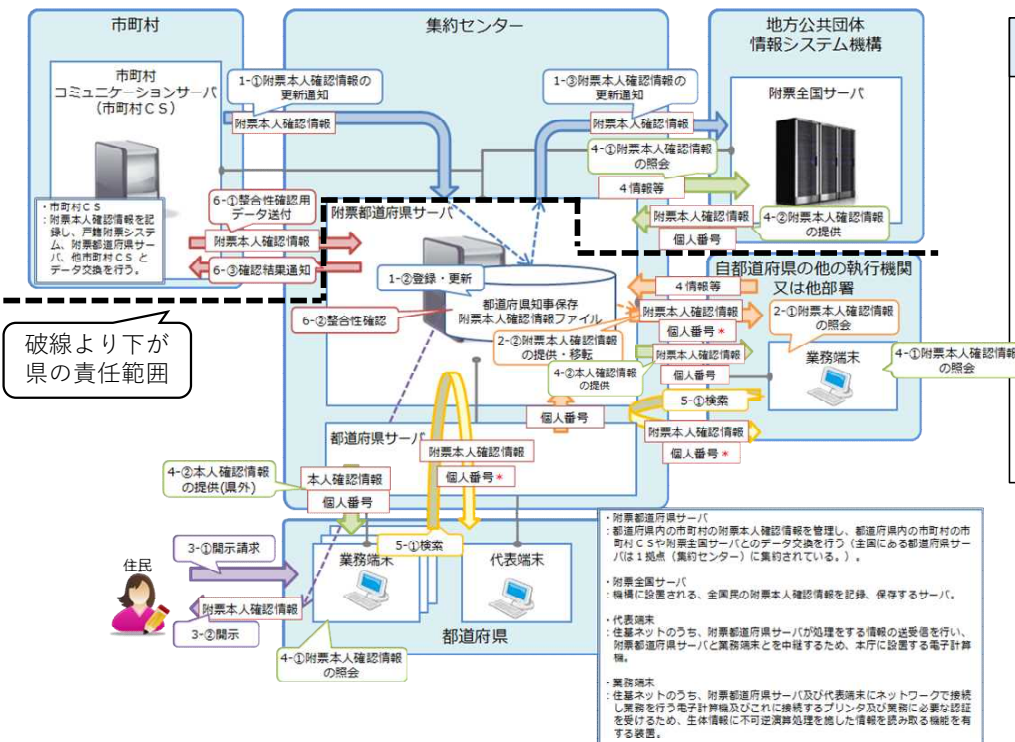
4

制度改正に伴うシステムの観点での変更点

制度改正の内容を実現するため、附票全国サーバ、附票都道府県サーバの新規構築をする。
また、市町村においては既存の市町村CS上に新APを導入する。



都道府県の事務の内容



主な利用方法

- 2-①. 静岡県の他の執行機関又は他部署において、4 情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 2-②. 静岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。

※使用する業務端末は住基ネット専用端末であり、さらに閉域網回線により情報の授受を行うことで安全性を確保している。

附票本人確認情報の活用

附票本人確認情報を利用できるようになることにより、現時点で静岡県においては、以下のような事務への活用を想定している。

業務	従来	導入後
NPO法人の役員の本人確認	外国在住の役員の場合、在住の国の官公署が発行した証明により確認	住基ネットにより確認し、書類を省略することが考えられる。
教育奨励金の本人等の状況確認	生存確認等の調査を行う際に、本人及び連帯保証人が海外転出していた場合、住基ネットでは確認ができない。	附票連携システムを使用し、現況を確認することができるようになると思われる。
定時制・通信課程修学資金の本人等の情報確認		

※ 県庁内で利用可能性について調査を実施。

住基ネットの操作・設置環境等

○業務端末における検索画面

「静岡県」で固定

利用する根拠法令等。ログに残り、開示対象となる。

「生存状況の確認」か「氏名又は住所変更の確認」のいずれかを選択。

期間を指定可能（5年以内）。指定なしの場合、処理日当日のみ。

「かな氏名」又は「氏名」と「生年月日」又は「住所」2つ以上を入力

この資料には、住基基本台帳法で規定された秘密保持義務を負うべき情報が含まれています。

注意事項

- かな氏名、氏名の欄では姓と名の間は全角スペースを1文字入れる
- 最初に数文字入れて全角「*」を入力すると、最初の数文字が一致するすべての対象を検索できる。ただし、使えるのは【かな氏名】【氏名】【住所の大字以降】の3箇所、同時に使用できるのは1箇所のみ。
- 住所は住民票の表記（完全一致）でないと該当結果がない。(例)「1番1号」と「1-1」は一致しない。アパート名が抜けていても該当なしとなる。大字まで入力し「*」を入れると検索しやすい
- 同じように見える漢字でも異字体を使用している可能性もあるため、文字パット等で確認する必要があります。

○業務端末における検索画面【代表端末】



上記のような物理的安全対策のほか、年1回、住基ネット利用所属に対する監査の実施や、操作者に対する研修の実施など、日常からセキュリティ確保に努めている。

特定個人情報保護評価(全項目評価書)の主な変更点

- ・ 事務の内容に、「附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」を追加。
- ・ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムに、「附票連携システム」を追加。
- ・ 特定個人情報ファイルの概要に、「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を追加。
- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を追加。



- ・ 住基ネットにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務について明確にし、それに伴うリスクを分析を行い、そのリスクを軽減するための措置を講ずることを自ら宣言。
- ・ 宣言することにより、どのような措置を講じているか広く周知することになり、国民・住民の信頼を確保することに繋がる。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

[審査の観点及び主な考慮事項]

事務局評価

【凡例】
 () 数字: 審査の観点(指針第10の1(2))
 ○ 数字: 審査の観点における主な考慮事項
 数字: 審査の観点における主な考慮事項(細目)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークに関する事務(全項目評価書)

【全体的な事項】
(1) しきい値判断に誤りはないか
(2) 適切な実施主体が実施しているか

(1) 対象人数が30万人以上のため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2) 地方公共団体の長が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、保護評価の実施が義務付けられており、静岡県知事が評価者となる。

1 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合には、取りまとめ以外のすべての評価実施機関について記載しているか

1 評価実施機関は、静岡県知事のみである。

(3) 公表しない部分は適切な範囲か
(4) 適切な時期に実施しているか
(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか
(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載しているか
(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか
(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

(3) すべて公表する。
(4) 重要なシステム変更より前に実施予定である。(国から、R5年末までにPIAを実施するよう連絡があった)
(5) 令和5年10月に30日間の県民意見提出手続きを実施予定である。
(6) 求められる事項について検討・記載している。
(7) 市町行財政課は、住基台帳ネットワークに関する事務を担当しており、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるかと認められる。
(9) 求められる事項について、特定している。
(11) 求められる事項について、妥当なものであると認められる。

⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

⑩ 今回の変更項目は全国共通のものであるため、評価実施機関に特有な問題・懸念はない。
--

(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

(12) 求められる事項について、妥当なものであると認められる。

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県知事は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処し、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報等の税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。 内部による不正利用の防止のため、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等、対策を講じている。 コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等により、適切にセキュリティを確保している。 上記の2項目を含め、情報の機密性、完全性、可用性を維持するため、静岡県情報セキュリティポリシーに基づき、厳重なセキュリティ対策を講じている。 本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。
------	--

評価実施機関名

静岡県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務								
②事務の内容 ※	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 静岡県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に静岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③静岡県知事から本人確認情報に係る静岡県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 静岡県は、市町における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③静岡県知事から附票本人確認情報に係る静岡県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>								
③対象人数	[30万人以上] <table border="0"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか

① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか

2 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか

(8) 求められる事項について、具体提な記述となっている。(別添1「事務内容」も参照のこと)

① 求められる事項について、分かりやすい記述となっている。(別添1「事務内容」も参照のこと)

2 事務の内容を分類し、具体的に記述している。また、別添1「事務内容」では、事務フロー図により、関係する者、使用システム、取扱う情報の流れが明記され、事務の内容について順を追った記述となっている。

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム *「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)の構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 静岡県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 静岡県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 : 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 : 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか	
4 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか	

3 システムの機能を6つに分類し、概要を具体的に記述している。	
4 情報をやり取りするシステムはない。	

システム2

①システムの名称	<u>附票連携システム</u> ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	<p><u>1. 附票本人確認情報の更新</u> : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p><u>2. 静岡県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転</u> : 静岡県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p><u>3. 附票本人確認情報の開示</u> : 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p><u>4. 機構への情報照会</u> : 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p><u>5. 附票本人確認情報検索</u> : 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p><u>6. 附票本人確認情報整合</u> : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか	
4 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか	

3 システムの機能を6つに分類し、概要を具体的に記述している。	
4 情報をやり取りするシステムはない。	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 静岡県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体に、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、静岡県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③静岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 静岡県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体に、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、静岡県内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③静岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民/住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(住基法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない]
②法令上の根拠	-
<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課
②所属長の役職名	市町行財政課長
8. 他の評価実施機関	
-	

5 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか

6 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか

7 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか

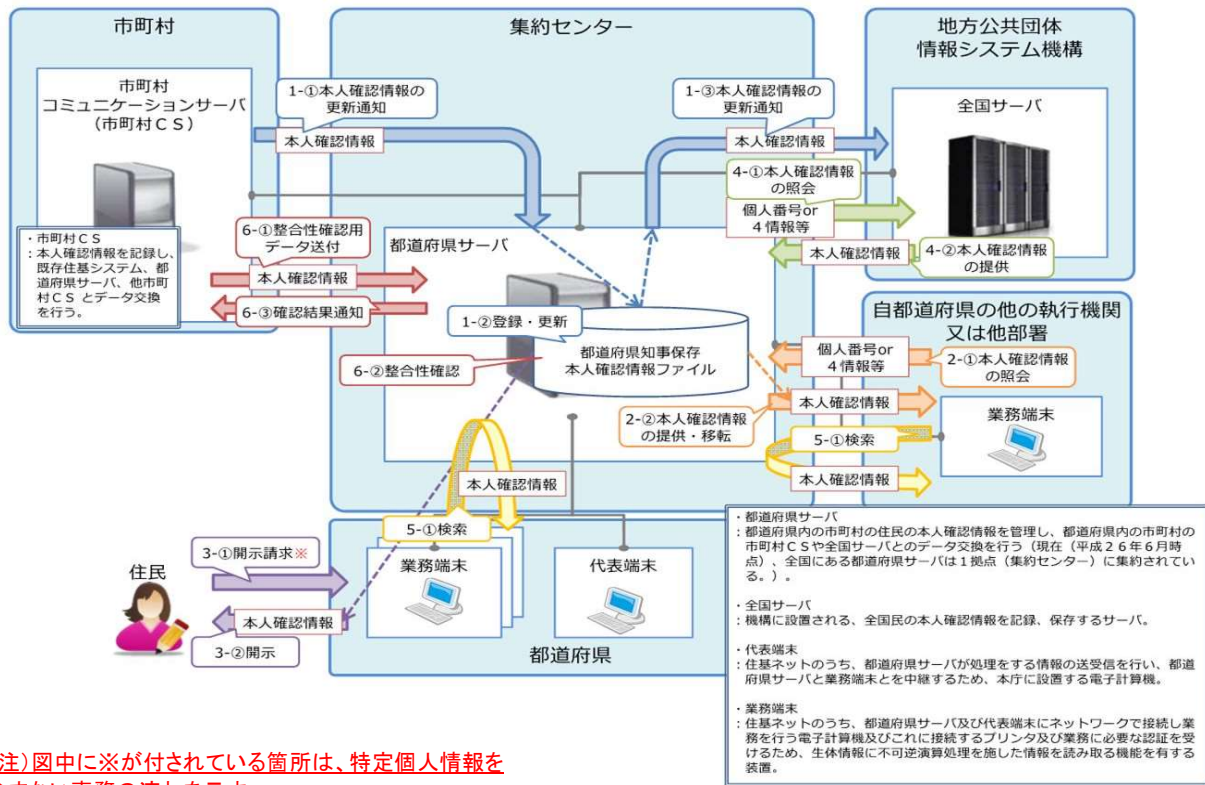
5 用途をそれぞれ6つに分類し、事務の流れに即して必要性を説明している。

6 期待されるメリットについて、具体的に記述している。

7 別添1「事務内容」において、事務に関わる者、使用するシステム、取り扱う情報の流れが明記され、事務フロー図に沿って順を追って記述されている。

(別添1) 事務の内容

(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(注) 図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含まない事務の流れを示す。

(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.市町において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②.都道府県サーバにおいて、市町より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 静岡県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-①.静岡県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②.静岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
- * 検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
- * 静岡県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供方式(注1)により行う場合)には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携又は回線連携(注2、注3)により行う。
- (注1) 静岡県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
- (注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
- (注3) 回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

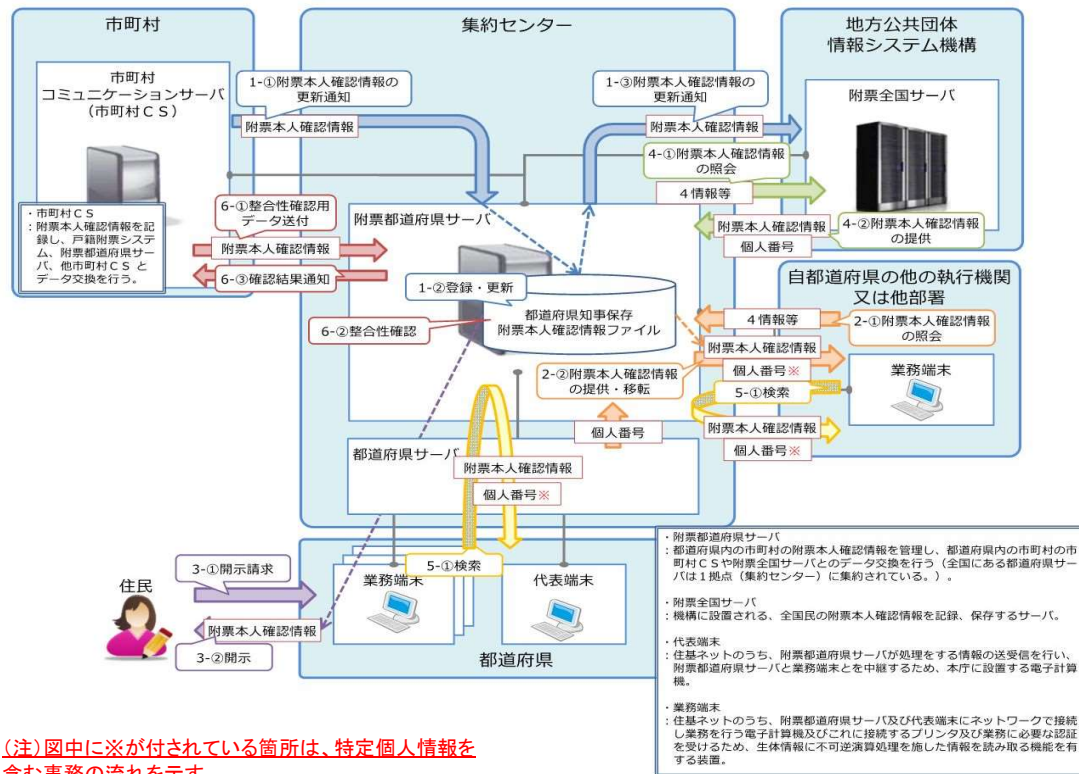
5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(注) 図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含む事務の流れを示す。

(備考)

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 静岡県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-① 静岡県他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 2-② 静岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。
その際、番号法で認められた場合に限り、静岡県他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、静岡県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合があります。

- * 検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。
- * 静岡県他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合 (一括提供の方式(注1)により行う場合)には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末 (都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携又は回線連携(注2、注3)により行う。
(注1) 静岡県他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
(注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
(注3) 回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末 (都道府県サーバと共用する。)と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-① 機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

- 5-① 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。

6. 附票本人確認情報整合

- 6-① 市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <small><選択肢></small> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	静岡県内の住民(静岡県内のいずれかの市町において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) * 住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「削除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において静岡県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <small><選択肢></small> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか

② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか

8 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか

9 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか

(8) 求められる事項について、具体的に記述している。

② 各プロセスについて、具体的に記述している。

8 必要性について、具体的な事務との関連性を含めて記述している。

9 保存する理由について、具体的な事務との関連性を含めて記述している。

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する)								
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。								
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネット等で管理する必要があるため、市町から静岡県へ、静岡県から機構へと通知がなされることとされているため。								
⑤本人への明示	静岡県知事が当該市町の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。								
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において静岡県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。								
	変更の妥当性 -								
⑦使用の主体	使用部署 ※ 静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課 使用者数 [10人未満] <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<p>【1. 本人確認情報の更新に使用】 市町長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。</p> <p>【2. 静岡県の他の執行機関又は他部署への情報提供・移転に使用】 静岡県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(静岡県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→静岡県の他の執行機関又は他部署)。</p> <p>【3. 本人確認情報の開示請求に使用】 住民からの開示請求に基づき(住民→静岡県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。</p> <p>【4. 住民基本台帳法に定められた事務での照会に使用】 ①4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに機構へ機構保存本人確認情報の照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)該当する個人の本人確認情報を受領する。(全国サーバ→都道府県サーバ) ②4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>【5. 本人確認情報整合性確認に使用】 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記載された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
	情報の突合 ※ <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・静岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。 								
	情報の統計分析 ※ <p>住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。</p>								
	権利利益に影響を与え得る決定 ※ <p>該当なし。</p>								
⑨使用開始日	平成27年06月01日								

10 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか	
11 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか	
12 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか	
13 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか	
14 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか	
15 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか	

10 入手に係る妥当性について、事務の流れに即して具体的に記述している。
11 本人への明示について、根拠法も含めて具体的に記述している。
12 使用目的について、具体的な事務との関連性を含めて記述している。
13 情報の突合について、具体的な事務を示して記述している。
14 統計分析について、根拠法も含めて具体的に記述している。
15 該当なし

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う業務は実施しない。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	静岡県ホームページに掲載
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	委託先から書面を提出させ、再委託の必要性及び特定個人情報の適正な取扱いができることを基準に再委託を承認。
⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。

16 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか
17 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか
18 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるか具体的に記載しているか

16 取り扱わせる理由について、具体的な委託内容を示して記述している。
17 委託先については、県HPで公開している。
18 再委託に当たっては、書面で再委託内容、再委託の必要性、セキュリティ体制等について確認している。

委託事項2		住基ネットの運用保守支援に関する業務
①委託内容		静岡県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守支援業務を委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」(P6)と同様	
その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、静岡県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器について運用保守を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [○] その他 (運用保守上必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末に より確認)
⑤委託先名の確認方法		静岡県ホームページに掲載
⑥委託先名		日本電気株式会社 静岡支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

16 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか
17 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか
18 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるか具体的に記載しているか

16 取り扱わせる理由について、具体的な委託内容を示して記述している。
17 委託先については、県HPで公開している。
18 再委託していない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	静岡県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」(P6)と同様
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	静岡県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例に掲げる、静岡県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 *住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」(P6)と同様
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	静岡県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

19 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか

19 用途、提供頻度、根拠等について、具体的に記述している。

提供先3	住基法上の住民	
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)	
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」(P6)と同様	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。	
移転先1	静岡県の他部署(税務課など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)	
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、静岡県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 *住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」(P6)と同様	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	静岡県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	
②保管期間	期間	[20年以上]
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		
都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。		
7. 備考		

20 移転した特定個人情報及び、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか

21 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所の立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか

22 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか

23 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか

20 用途、提供頻度、根拠等について、具体的に記述している。

21 保管場所及びアクセス制限について、具体的に記述している。

22 保管期間の妥当性について具体的に記述している。

23 消去方法を具体的に記述している。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	静岡県内のいずれかの市町において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 * 削除者を含む。
その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において静岡県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))
その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) ; 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 ; 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。
⑥事務担当部署	静岡県経営管理部地域振興局市町行政課

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか

② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか

8 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか

9 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか

(8) 求められる事項について、具体的に記述している。

② 各プロセスについて、具体的に記述している。

8 必要性について、具体的な事務との関連性を含めて記述している。

9 保存する理由について、具体的な事務との関連性を含めて記述している。

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合があります))
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する)
③入手の時期・頻度	<p>戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。</p> <p>*番号法別表に掲げる事務につき静岡県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合があります。</p>
④入手に係る妥当性	<p>法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。</p> <p>また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。</p> <p>*なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。</p> <p>**附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。</p>
⑤本人への明示	<p>静岡県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。</p> <p>*都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合がありますことについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。</p>
⑥使用目的 ※	<p>本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。</p> <p>*番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。</p>
変更の妥当性	-
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※ 静岡県経営管理部地域振興局市町行政課</p> <p>使用者数 [10人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※	<p>【1. 静岡県の他の執行機関又は他部署への情報提供・移転に使用】 静岡県内の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(静岡県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→静岡県の他の執行機関又は他部署)。</p> <p>*その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合があります。</p> <p>【2. 住民基本台帳法に定められた事務での照会に使用】 ①4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに機構へ機構保存附票本人確認情報の照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)該当する個人の附票本人確認情報を受領する。(全国サーバ→都道府県サーバ)</p>
情報の突合 ※	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。
情報の統計分析 ※	該当なし。
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	

10 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか	
11 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか	
12 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか	
13 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか	
14 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか	
15 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか	

10 入手に係る妥当性について、事務の流れに即して具体的に記述している。	
11 本人への明示について、根拠法も含めて具体的に記述している。	
12 使用目的について、具体的な事務との関連性を含めて記述している。	
13 情報の突合について、具体的な事務を示して記述している。	
14 該当なし	
15 該当なし	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[<input checked="" type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない (2) 件
委託事項1	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input checked="" type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体]
	対象となる本人の数
	対象となる本人の範囲 ※
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係らない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数	[<input checked="" type="checkbox"/> 10人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/> 専用線] [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	静岡県ホームページに掲載
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構
再委託	[<input checked="" type="checkbox"/> 再委託する] <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項

16 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか

17 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか

18 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるか具体的に記載しているか

16 取り扱わせる理由について、具体的な委託内容を示して記述している。

17 委託先については、県HPで公開している。

18 再委託に当たっては、書面で再委託内容、再委託の必要性、セキュリティ体制等について確認している。

委託事項2		住基ネットの運用保守支援に関する業務
①委託内容		静岡県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守支援業務を委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		[2. ③対象となる本人の範囲]と同様
その妥当性		住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、静岡県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器について運用保守を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (運用保守上必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認)
⑤委託先名の確認方法		静岡県ホームページに掲載
⑥委託先名		日本電気株式会社 静岡支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

16 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか
17 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか
18 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるか具体的に記載しているか

16 取り扱わせる理由について、具体的な委託内容を示して記述している。
17 委託先については、県HPで公開している。
18 再委託していない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない	
提供先1	静岡県他の執行機関(教育委員会など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用	
②提供先における用途	住基法別表第六及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例に掲げる、静岡県他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく静岡県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	[2. ③対象となる本人の範囲]と同様	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	静岡県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	
移転先1	静岡県の他部署(税務課など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用	
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、静岡県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	
③移転する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。) *住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	[2. ③対象となる本人の範囲]と同様	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	静岡県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	
②保管期間	期間	[1年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。
③消去方法	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	
7. 備考		
-		

19 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか	
20 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか	
21 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所の立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか	
22 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか	
23 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか	

19 用途、提供頻度、根拠等について、具体的に記述している。	
20 用途、提供頻度、根拠等について、具体的に記述している。	
21 保管場所及びアクセス制限について、具体的に記述している。	
22 保管期間の妥当性について具体的に記述している。	
23 消去方法を具体的に記述している。	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番

(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分

イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県以外の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7, リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
①都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（*）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に閉域網回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 （*）都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

(10) 各段階に応じたリスクの軽減措置について、具体的に記述している。
(11) 各段階におけるリスク軽減措置は、個人情報保護評価の目的上、妥当である。

③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

③ 4つのリスクについて、具体的な軽減措置を記述している。

24 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

24 必要な者以外の特定個人情報を入手しないための措置を具体的に記述している。

25 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

25 必要な情報以外の特定個人情報を入手しないための措置を具体的に記述している。

26 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

26 不適切な方法で特定個人情報を入手しないための措置を記述している。

27 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

27 本人の特定個人情報であることを確認する措置を具体的に記述している。

28 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

28 入手した情報の真正性を確認する方法を具体的に記述している。

29 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

29 入手後の正確性を保つための措置を具体的に記述している。

30 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

30 入手にあたり、漏えい等を防止するための措置を具体的に記述している。

31 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

31 該当なし

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の認証は生体認証とする。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者名簿を作成し、アクセス権限を適切に管理する。 ・職員が異動及び退職等の理由により操作者の指定解除の通知を受けた場合、システム管理者は対象の職員の照合情報を削除することにより直ちにアクセス権限を無効化させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・管理者は、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領に基づき、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、確認及び保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムは、機構において常時監視を行う。 ・県においては、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)について記録するとともに、目的外での使用がないか、不正な操作が行われていないかについて、定期に及び必要に応じ随時に(少なくとも年に一度)、監査を実施し確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しない。 ・研修会における指導等、職員への周知を行う。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。	
【端末利用】	
・スクリーンセーブ等を利用して、長時間にわたって本人確認情報を表示させない。	
・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置くとともにプライバシーフィルタを設置する。	
・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。	
・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しないよう研修会において指導するとともに、業務端末内のデータを定期的に確認する。	
・原則として本人確認情報の帳票出力は行わない。ただし、必要な場合は記録を残した上で安全な場所に施錠保管する。	
・管理者は、操作履歴を適切に取得し、許可した者以外の端末操作を防止するため、操作者に対し、離席の際には業務アプリケーションを終了させるよう指示する。	
・操作者は、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。	
【住民対応】	
・本人確認情報の開示の請求に対し、適切に対応する。	
・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。	

④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

32 宛名システム等において、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

33 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

34 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われぬために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

35 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

36 アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

37 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残してなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

38 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

39 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

40 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

④ 4つのリスク及びその他のリスクについて、具体的な軽減措置を記述している。

32 宛名システムとは接続しない旨を記述している。

33 庁内システムとは接続しない旨を記述している。また、住基ネットと戸籍システム間も、必要最低限の接続しか行わない旨を記述している。

34 アクセス制限は生体認証による旨を記述している。

35 操作者名簿により、アクセス権限の管理を適切に行っている旨を記述している。

36 管理者による管理方法について、具体的に記述している。

37 システムにおいて操作記録を残しており、最低でも年1回の監査により確認している旨を記述している。

38 事務外で使用しないよう行っている措置を具体的に記述している。

39 複製は管理者しか行えない旨を記述している。

40 端末利用時及び住民対応時のリスクについて、対策を具体的に記述している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領及び静岡県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱に基づき、委託先の社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務に従事する者には、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) 委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 (「住基ネットの運用保守支援に関する業務」のみが該当する方法) 委託先従事者名簿の提出を契約書に明記し、管理者及び従事者を限定する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 その他、システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) 委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) 委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会い又は報告を受けることを契約書上明記している。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 ②静岡県が設置する機器の運用保守支援に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 <p>【確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約において委託者は必要に応じて、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) 委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。

⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

⑤ 委託についてリスク軽減措置を具体的に記述している。

41 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

41 委託先が適切な情報保護体制であるか確認する方法を具体的に記述している。

42 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

42 閲覧者・更新者の制限方法を具体的に記述している。

43 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

43 特定個人情報ファイルの取扱い記録の記録方法や保存期間について、具体的に記述している。

44 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

44 特定個人情報の提供ルールについて、具体的に記述している。

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【内容】 受託者は契約による業務を処理するために委託者から提供、又は自らが取得・作成した個人情報が記録された資料を、委託者が別に指示したときを除き、直ちに返還又は委託者の事前承諾を得て廃棄する。</p> <p>【確認方法】 受託者が廃棄する場合は、情報が判読できないよう物理的破壊、裁断、溶解し、適切に廃棄した旨の報告書の提出を求める。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告 ・委託先に対する実地の調査 <p>等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託先においても、秘密保持義務を委託先との契約に定義する。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない業務とする。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	

45 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
46 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
47 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
48 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

45 特定個人情報の消去ルールについて、具体的に記述している。
46 委託契約書中にて特定個人情報ファイルの取扱い規定を定めている。
47 再委託先での適正な取扱いの確保について、具体的に記述している。
48 該当なし

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、定められた期間保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住基法等において定められた事項についてのみ行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。 【確認方法】 ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。 ・操作履歴を保存し、不正な利用がないことを確認する。 ・開示請求があった場合は、申請書や手続に係る起案等により、適切な事務処理がなされたことを確認する。
その他の措置の内容	「端末機が置かれている事務室の施錠管理」、「操作権限のない者を入室させる場合の立会い」、「操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限定」して、情報の持ち出しを制限する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【機構】 ・ <u>連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。</u> ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。 【静岡県の機関】 ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 【開示請求】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 (機構) ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。 (静岡県の機関) ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存し、操作者以外のアクセスがないか確認する。 (開示請求) ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、個人番号カードや運転免許証等により本人確認を行う。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、リスク軽減措置を具体的に記述している。

49 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報
が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された
対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

49 特定個人情報の提供・移転について、記録方法等を具体的に記述している。

50 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール
遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価
の目的に照らし、妥当なものか

50 提供・移転に関するルールを具体的に定めている。

51 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置
や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認
するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の
目的に照らし、妥当なものか

51 情報漏えい等に関するリスクを軽減するための措置について、具体的に記述している。

52 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する
措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら
し、妥当なものか

52 誤った情報を提供・移転するリスクを軽減する措置について、具体的に記述している。

53 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策につ
いての記載はあるか

53 該当なし

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報に不正な情報があるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

⑦ 該当なし

54 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われなかったために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

55 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

56 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

57 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

58 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

59 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

60 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

61 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

いずれも該当なし

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。また、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・静岡県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・ソフトウェア(OS、ミドルウェア及びアプリケーションソフト)に対するセキュリティ更新プログラムを適時更新する。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 	
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。 	
再発防止策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。 ・委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。 ・情報セキュリティに対する職員研修を実施した。 	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

62 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

63 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

64 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

65 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

66 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、リスク軽減措置を具体的に記述している。

62 特定個人情報の漏えい等を防ぐための物理的な対策について、具体的に記述している。

63 特定個人情報の漏えい等を防ぐための技術的な対策について、具体的に記述している。

64 重大事故の内容等について、具体的に記述している。
※特定個人情報の漏えい等事案ではない。

65 重大事故に対する再発防止策を具体的に記述している。
※特定個人情報の漏えい等事案ではない。

66 死者の個人番号の保管について、具体的に記述している。

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市町の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後にシステム的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、情報資産管理手順書に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、情報資産管理手順書に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、情報資産管理手順書に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ、端末機器(パソコン)、電子記録媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ、電子記録媒体(バックアップ媒体も含む)及び周辺装置の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。 消磁、破砕、溶解、その他の当該記録装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 業者委託する場合は、証明書を提出させる。 	

67 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
68 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
69 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

67 特定個人情報を最新の状態で保管するための措置について、具体的に記述している。
68 特定個人情報の消去手順等について、具体的に記述している。
69 端末の廃棄等について、リスク軽減措置を具体的に記述している。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町から通知を受けるとされている情報のみを手入できることを、システム上で担保する。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(*)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 * 附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

(10) 各段階に応じたリスクの軽減措置について、具体的に記述している。
(11) 各段階におけるリスク軽減措置は、個人情報保護評価の目的上、妥当である。

③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

③ 4つのリスクについて、具体的な軽減措置を記述している。

24 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

24 必要な者以外の特定個人情報を入手しないための措置を具体的に記述している。

25 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

25 必要な情報以外の特定個人情報を入手しないための措置を具体的に記述している。

26 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

26 不適切な方法で特定個人情報を入手しないための措置を記述している。

27 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

27 本人の特定個人情報であることを確認する措置を具体的に記述している。

28 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

28 入手した情報の真正性を確認する方法を具体的に記述している。

29 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

29 入手後の正確性を保つための措置を具体的に記述している。

30 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

30 入手にあたり、漏えい等を防止するための措置を具体的に記述している。

31 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

31 該当なし

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。</p> <p>附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。</p> <p>なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</p> <p>(2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出に係る個人番号を連携する場合。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	・操作者の認証は生体認証とする。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	・操作者名簿を作成し、アクセス権限を適切に管理する。 ・職員が異動及び退職等の理由により操作者の指定解除の通知を受けた場合、システム管理者は対象の職員の照合情報を削除することにより直ちにアクセス権限を無効化させる。
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	・管理者は、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領に基づき、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう適切に管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、確認及び保管する。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムは、機構において常時監視を行う。 ・県においては、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)について記録するとともに、目的外での使用がないか、不正な操作が行われていないかについて、定期に及び必要に応じ随時に(少なくとも年に一度)、監査を実施し確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しない。 ・研修会における指導等、職員への周知を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <p>【端末利用】</p> <p>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたって本人確認情報を表示させない。</p> <p>・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置くとともにプライバシーフィルタを設置する。</p> <p>・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。</p> <p>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しないよう研修会において指導するとともに、業務端末内のデータを定期的に確認する。</p> <p>・原則として本人確認情報の帳票出力は行わない。ただし、必要な場合は記録を残した上で安全な場所に施錠保管する。</p> <p>・管理者は、操作履歴を適切に取得し、許可した者以外の端末操作を防止するため、操作者に対し、離席の際には業務アプリケーションを終了させるよう指示する。</p> <p>・操作者は、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。</p> <p>【住民対応】</p> <p>・本人確認情報の開示の請求に対し、適切に対応する。</p> <p>・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。</p>	

④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか	<p>32 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p> <p>33 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p> <p>34 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われぬために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p> <p>35 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p> <p>36 アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p> <p>37 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残してなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p> <p>38 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p> <p>39 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p> <p>40 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか</p>
---	--

④ 4つのリスク及びその他のリスクについて、具体的な軽減措置を記述している。	<p>32 宛名システムとは接続しない旨を記述している。</p> <p>33 庁内システムとは接続しない旨を記述している。また、住基ネットと戸籍システム間も、必要最低限の接続しか行わない旨を記述している。</p> <p>34 アクセス制限は生体認証による旨を記述している。</p> <p>35 操作者名簿により、アクセス権限の管理を適切に行っている旨を記述している。</p> <p>36 管理者による管理方法について、具体的に記述している。</p> <p>37 システムにおいて操作記録を残しており、最低でも年1回の監査により確認している旨を記述している。</p> <p>38 事務外で使用しないよう行っている措置を具体的に記述している。</p> <p>39 複製は管理者しか行えない旨を記述している。</p> <p>40 端末利用時及び住民対応時のリスクについて、対策を具体的に記述している。</p>
--	---

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領及び静岡県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱に基づき、委託先の社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託業務に従事する者には、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 〔「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法〕 ・委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 〔「住基ネットの運用保守支援に関する業務」のみが該当する方法〕 ・委託先従事者名簿の提出を契約書に明記し、管理者及び従事者を限定する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・その他、システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、媒体授受の取扱記録を残す。 〔「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法〕 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 〔「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法〕 ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会い又は報告を受けることを契約書上明記している。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ①集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 ②静岡県が設置する機器の運用保守支援に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 【確認方法】 ・契約において委託者は必要に応じて、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 〔「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法〕 ・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。

⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

⑤ 委託についてリスク軽減措置を具体的に記述している。

41 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

41 委託先が適切な情報保護体制であるか確認する方法を具体的に記述している。

42 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

42 閲覧者・更新者の制限方法を具体的に記述している。

43 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

43 特定個人情報ファイルの取扱い記録の記録方法や保存期間について、具体的に記述している。

44 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

44 特定個人情報の提供ルールについて、具体的に記述している。

特定個人情報の消去ルール	[<u>定めている</u>]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	<p>【内容】 受託者は契約による業務を処理するために委託者から提供、又は自らが取得・作成した個人情報が記録された資料を、委託者が別に指示したときを除き、直ちに返還又は委託者の事前承諾を得て廃棄する。</p> <p>【確認方法】 受託者が廃棄する場合は、情報が判読できないよう物理的破壊、裁断、溶解し、適切に廃棄した旨の報告書の提出を求める。</p> <p>(「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理適に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<u>定めている</u>]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告 ・委託先に対する実地の調査 <p>等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[<u>特に力を入れて行っている</u>]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託先においても、秘密保持義務を委託先との契約に定義する。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない業務とする。 (「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法) ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[<u>特に力を入れている</u>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	

45 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
46 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
47 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
48 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

45 特定個人情報の消去ルールについて、具体的に記述している。
46 委託契約書中にて特定個人情報ファイルの取扱い規定を定めている。
47 再委託先での適正な取扱いの確保について、具体的に記述している。
48 該当なし

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[<u>記録を残している</u>]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、定められた期間保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<u>定めている</u>]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【内容】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住基法等において定められた事項についてのみ行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。 【確認方法】 ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。 ・操作履歴を保存し、不正な利用がないことを確認する。 ・開示請求があった場合は、申請書や手続に係る起案等により、適切な事務処理がなされたことを確認する。	
その他の措置の内容	「端末機が置かれている事務室の施錠管理」、「操作権限のない者を入室させる場合の立会い」、「操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限定し、情報の持ち出しを制限する。」	
リスクへの対策は十分か	[<u>特に力を入れている</u>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【機構】 ・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。 【静岡県の機関】 ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 【開示請求】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。	
リスクへの対策は十分か	[<u>特に力を入れている</u>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 （機構） ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。 （静岡県の機関） ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存し、操作者以外のアクセスがないか確認する。 （開示請求） ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、個人番号カードや運転免許証等により本人確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[<u>特に力を入れている</u>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、リスク軽減措置を具体的に記述している。

49 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報
が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された
対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

49 特定個人情報の提供・移転について、記録方法等を具体的に記述している。

50 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール
遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価
の目的に照らし、妥当なものか

50 提供・移転に関するルールを具体的に定めている。

51 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置
や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認
するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の
目的に照らし、妥当なものか

51 情報漏えい等に関するリスクを軽減するための措置について、具体的に記述している。

52 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する
措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら
し、妥当なものか

52 誤った情報を提供・移転するリスクを軽減する措置について、具体的に記述している。

53 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策につ
いての記載はあるか

53 該当なし

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

⑦ 該当なし

54 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われなかったために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

55 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

56 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

57 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

58 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

59 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

60 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

61 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

いずれも該当なし

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ 附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。また、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・ 静岡県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・ ソフトウェア(OS、ミドルウェア及びアプリケーションソフト)に対するセキュリティ更新プログラムを適時更新する。 ・ 庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・ 都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	① 新型コロナ発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ② 関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③ 委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。
	再発防止策の内容	・ 送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。 ・ 委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。 ・ 情報セキュリティに対する職員研修を実施した。
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	-
	その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか

62 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

63 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

64 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

65 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

66 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、リスク軽減措置を具体的に記述している。

62 特定個人情報の漏えい等を防ぐための物理的な対策について、具体的に記述している。

63 特定個人情報の漏えい等を防ぐための技術的な対策について、具体的に記述している。

64 重大事故の内容等について、具体的に記述している。
※特定個人情報の漏えい等事案ではない。

65 重大事故に対する再発防止策を具体的に記述している。
※特定個人情報の漏えい等事案ではない。

66 該当なし

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、静岡県他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・サーバ、端末機器(パソコン)、電子記録媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ、電子記録媒体(バックアップ媒体も含む)及び周辺装置の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。 消磁、破碎、溶解、その他の当該記録装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 業者委託する場合は、証明書を提出させる。	

67 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
68 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
69 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか

67 特定個人情報を最新の状態で保管するための措置について、具体的に記述している。
68 特定個人情報の消去手順等について、具体的に記述している。
69 端末の廃棄等について、リスク軽減措置を具体的に記述している。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	静岡県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム監査規程に基づき、住基ネットシステム操作者全員が、「評価書に記載された内容通りの運用がなされていること」について、年に1回、自己点検を実施する。
②監査	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	静岡県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム監査規程に基づき、監査責任者が住基ネットを利用する全所属に対して、年に1回現地監査を実施する。 現地監査では、 ①本人確認情報の利用業務に係る端末機の管理状況 ②アクセス管理状況 ③操作者等の責務の遵守状況 ④情報資産の管理状況 ⑤その他監査人がセキュリティ上必要と認める事項 等を確認する。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・住基ネットシステム関係職員(非常勤職員(会計年度任用職員等)、臨時職員を含む。)に対して、初任時及び年に1回、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・初任時には、研修終了後に生体認証の登録を行い、アクセス権を付与する。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残す。
3. その他のリスク対策	
・記録媒体は、一括提供方式の利用及び保守作業を行う場合のみに利用する。また、その利用場所は県庁内に限定するとともに、マニュアル等により特定個人情報の消去等に関する運用方法を規定する。 ・その他特定個人情報の取扱いについて、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領などの各種規程に基づき、適正に取り扱う。	

⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか

70 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか

71 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか

72 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか

⑨ 自己点検・監査、従業者に対する教育を行っている。

70 自己点検方法について、具体的に記述している。

71 監査方法について、具体的に記述している。

72 従業者に対する教育・啓発について、具体的に記述している。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館6階 静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課 054-221-2630
②請求方法	本人確認書類を提示の上、指定様式による書面を提出して開示・訂正等の請求を行う。
特記事項	-
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 【手数料額】 確認書1枚につき10円とする。 (手数料額、納付方法: 【納付方法】) 確認書を受領する際に現金により納付する。ただし、郵送により交付を受ける場合は、現金によりあらかじめ納付するものとする。
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の記録、保存、提供に関する事務
公表場所	県民サービスセンター(県庁東館2階)及び県ホームページ
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課 054-221-2630
②対応方法	問い合わせの際に、対応について記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	静岡県情報提供の推進に関する要綱に基づき実施
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	静岡県個人情報保護条例第44条第2項の規定により、静岡県個人情報保護審査会に諮問
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

73 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか

73 実施後に記入

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2021年9月21日	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし		時点修正
2021年9月21日	その内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年8月、認可外保育施設宛にメールを一斉送信した際、他の送信先がわかる形で送信した結果、認可外保育施設の担当者等、最大で113名分の個人メールアドレスが漏えいした。 【補足説明】住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。 			時点修正
2021年9月21日	再発防止策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 【該当課への対応】外部へのメール発信時には、複数職員によるチェックの徹底を指示した。 【全庁への対応】 <ul style="list-style-type: none"> 定期的により一人一台パソコンの全庁掲示板で外部へのメール送信時の注意喚起を実施。 各種研修において当該案件を取り上げて注意喚起を実施。 情報セキュリティセルフチェックリストに項目を新たに追加し、定期的なチェックを推奨。 3年ごとに実施する個人情報の実地指導時にヒアリング項目として確認を実施。 			時点修正

今回の変更箇所は別紙

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
1	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務（全項目評価書）	住民基本台帳ネットワークに関する事務（全項目評価書）	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
2	I-1 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
2	I-1 ②事務の内容	<p>静岡県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に静岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照）</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③都道府県知事から本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p><u>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</u> 静岡県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に静岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照）</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から本人確認情報に係る静岡県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p> <p><u>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</u> 静岡県は、市町における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③静岡県知事から附票本人確認情報に係る静岡県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
5	I-2 システム 2-①	-	<p>附票連携システム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
5	I-2 システム 2-②	-	<p>1. 附票本人確認情報の更新</p> <p>：都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村C.Sを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 静岡県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転</p> <p>：静岡県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>その際、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>3. 附票本人確認情報の開示</p> <p>：法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会</p> <p>：附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索</p> <p>：附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合</p> <p>：都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
6	I-3	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル</p> <p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
6	I-4 ①事務実施上の必要性	<p>静岡県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町の区域を越えた住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、静岡県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③静岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>	<p><u>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル</u> 都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、静岡県内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③静岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p><u>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</u> 静岡県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、<u>国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</u></p> <p>①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、静岡県内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③静岡県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する<u>場合がある。</u> ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。</p>	<p>「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。</p>	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
6	I-4 ②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、もって住民の負担軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながるが見込まれる。	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、もって住民の負担軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながるが見込まれる。 <u>また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
7	I-5	住基法 ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） <u>・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
8,10	(別添1)	-	<u>(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</u> <u>(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
10	(別添1) (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	-	新規に作図	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
10,11	(別添1) (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (備考)	-	<u>1. 附票本人確認情報の更新に関する事務</u> <u>1-①.市町において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。</u> <u>1-②.附票都道府県サーバにおいて、市町より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。</u> <u>1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。</u> <u>2. 静岡県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転</u> <u>2-①.静岡県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。</u> <u>2-②.静岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。</u> <u>その際、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場</u> <u>合がある。</u> <u>*検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。</u> <u>*静岡県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）を操作し、媒体連携又は回線連携（注2、注3）により行う。</u> <u>（注1）静岡県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。</u> <u>（注2）媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。</u> <u>（注3）回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線（庁内LAN等）を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）と庁内システム（宛名管理システムを含む。）のみがアクセス可能な領域（フォルダ）を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
			<p>3. 附票本人確認情報の開示に関する事務</p> <p>3-①. 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。</p> <p>3-②. 開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。</p> <p>4. 機構への情報照会に係る事務</p> <p>4-①. 機構に対し、4 情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。</p> <p>4-②. 機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索に関する事務</p> <p>5-①. 4 情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合</p> <p>6-①. 市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。</p> <p>6-②. 附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。</p> <p>6-③. 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。</p>		
12	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル II-1	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に伴った見直しのため。	
18	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル II-6 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証（又はパスワード）による認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に伴った見直しのため。	
18	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-7 リスク 1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	—	発生あり		
18	”	—	<p>①新型コロナウイルス発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。</p> <p>②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。</p> <p>③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏れていた。</p>		
18	”	—	<p>・送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。</p> <p>・委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。</p> <p>・情報セキュリティに対する職員研修を実施した。</p>		
19	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-1	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
19	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-2 ①ファイルの種類		<u>システム用ファイル</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
19	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-2 ②対象となる本人の数		<u>100万人以上1000万人以下</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
19	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-2 ③対象となる本人の範囲		<u>静岡県内のいずれかの市町において、住基法第16条（戸籍の附票の作成）に基づき戸籍の附票に記録された者</u> <u>* 消除者を含む。</u> <u>本特定個人情報ファイル（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル）において静岡県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
19	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-2 ④記録される項目		<u>2) 10項目以上50項目未満</u> <u>[○] 個人番号</u> <u>[○] 4情報（氏名、住所、性別、生年月日）</u> <u>[○] その他（その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報は含まない。））</u> <u>・ 4情報、その他戸籍の附票関係情報（戸籍の表示に係る情報は含まない。）</u> <u>：法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報（本籍及び筆頭者の氏名）は含まない。</u> <u>・ 個人番号</u> <u>：国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限る。静岡県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。</u> <u>別添2を参照。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
19	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-2 ⑤保有開始日		<u>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布日から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
20	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ①入手元		<u>[○] 地方公共団体・地方独立行政法人（市町村）</u> <u>[○] その他（都道府県サーバ（*入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある））</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
20	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ②入手方法		<u>[○] 専用線</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
20	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ③入手の時期・頻度		<u>戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成（出生等）が発生した都度入手する。</u> <u>* 番号法別表に掲げる事務につき、静岡県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
20	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ④ 入手に係る妥当性		<p>法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。</p> <p>また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット（**）を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。</p> <p>*なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができる。とされている。</p> <p>**附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
20	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑤ 本人への明示		<p>静岡県知事が当該市町の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）に明示されている。</p> <p>*都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
20	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑥ 使用目的		<p>本特定個人情報ファイル（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル）において区域内の戸籍の附票に記載された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。</p> <p>*番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
20	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑥ 使用の主体		静岡県経営管理部地域振興局市町行政課 10人未満		
21	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑧ 使用方法		<p>【1. 静岡県の他の執行機関又は他部署への情報提供・移転に使用】 静岡県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け（静岡県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ）、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する。（附票都道府県サーバ→静岡県の他の執行機関又は他部署）。</p> <p>*その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>【2. 住民基本台帳法に定められた事務での照会に使用】 ①4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに機構へ機構保存附票本人確認情報の照会を行い（都道府県サーバ→全国サーバ）該当する個人の附票本人確認情報を受領する。（全国サーバ→都道府県サーバ）</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
21	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑧ 使用方法 情報の突合		・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
21	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑧ 使用方法 情報の統計分析		該当なし。	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
21	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	-	<u>該当なし。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
21	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-3 ⑨使用開始日	-	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託の有無	-	1) 委託する (2件)	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項	-	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ①委託内容	-	全国の都道府県サーバを1拠点（集約センター）に集約化したこととしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わない（直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。）業務を対象とする。	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	-	[1) 特定個人情報ファイルの全体]	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	-	100万人以上1,000万人未満		
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	-	[2. ③対象となる本人の範囲] と同上	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	-	本特定個人情報ファイル（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル）が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係らない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）記載要領（都道府県版）に係る変更点一覧

資料 3 - 3

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ③委託先における取扱者数	-	<u>「1」 10人未満</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	-	<u>「〇」専用線</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ⑤委託先名の確認方法	-	<u>静岡県ホームページに掲載</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ⑥委託先名	-	<u>地方公共団体情報システム機構（機博）</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ⑦再委託の有無	-	<u>「1」 再委託する</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ⑧再委託の許諾方法	-	<u>委託先から書面を提出させ、再委託の必要性及び特定個人情報の適正な取扱いができることを基準に再委託を承認。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
22	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 ⑨再委託事項	-	<u>附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない（直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。）業務を対象とする。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
23	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 2	-	<u>住基ネットの運用保守支援に関する業務</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
23	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 2 ①委託内容	-	<u>静岡県で設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器について、運用保守支援業務を委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係らない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。）業務を対象とする。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
23	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	-	<u>「特定個人情報ファイルの全体」</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
23	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数		100万人以上1,000万人未満		
23	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
23	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、静岡県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器について運用保守を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
23	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 2 ③委託先における取扱者数		「10人未満」	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
23	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		「○その他(運用保守上の必要がある場合は職員立会の上、代表端末又は業務端末により確認)」	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
23	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 2 ⑤委託先名の確認方法		静岡県ホームページに掲載	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
23	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 2 ⑥委託先名		日本電気株式会社 静岡支社	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
23	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-4 委託事項 2 ⑦再委託の有無		「再委託しない」	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
24	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 提供・移転の有無		「○提供を行っている（1件）」 「○移転を行っている（1件）」	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
24	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 提供先 1	-	<u>静岡県他の執行機関（教育委員会など）</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
24	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 提供先 1 ①法令上の根拠	-	<u>住基法第 30 条の 15 第 2 項（本人確認情報の利用）</u> <u>住基法第 30 条の 44 の 6 第 3 項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
24	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 提供先 1 ②提供先における用途	-	<u>住基法別表第六に掲げる、静岡県他の執行機関への情報提供が認められる事務（例：教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等）の処理に用いる。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
24	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 提供先 1 ③提供する情報	-	<u>住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（番号法に基づく静岡県他の執行機関からの求めがあった場合に限る。）</u> <u>*住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 28 号）第 22 条第 7 項に基づく経過措置である。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
24	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 提供先 1 ④提供する対象となる本人の数	-	<u>100 万人以上 1,000 万人未満</u>		
24	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 提供先 1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	-	<u>「2. ③対象となる本人の範囲」と同上</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
24	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 提供先 1 ⑥提供方法	-	<u>【○】その他（住民基本台帳ネットワークシステム）</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
24	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 提供先 1 ⑦時期・頻度	-	<u>静岡県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
25	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 移転先 1	-	<u>静岡県の他部署（税務課など）</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
25	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 移転先 1 ①法令上の根拠	-	<u>住基法第 30 条の 15 第 1 項（本人確認情報の利用）</u> <u>住基法第 30 条の 44 の 6 第 3 項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
25	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 ② 移転先 1 ② 移転先における用途		<u>住基法別表第五に掲げる、静岡県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
25	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 ③ 移転する情報		<u>住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。） *住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第22条第7項に基づく経過措置である。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
25	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 ④ 移転する情報の対象となる本人の範囲		<u>100万人以上1000万人以下</u>		
25	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 ⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲		<u>「2. ③対象となる本人の範囲」と同上</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
25	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 ⑥ 移転方法		<u>「○」その他（住民基本台帳ネットワークシステム）</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
25	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-5 ⑦ 時期・頻度		<u>静岡県の他部署からの検索要求があった都度、随時。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
25	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-6 ① 保管場所		<u>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証（又はパスワード）による認証が必要となる。 ・静岡県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
25	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-6 ② 保管期間		<u>「1」1年未満」 附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、静岡県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
25	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル II-6 ③ 消去方法		<u>一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
26	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番	<u>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル</u> 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番 <u>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</u> <u>ア 附票本人確認情報</u> 1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分 <u>イ その他</u> 1. 個人番号(*国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
27	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル III-1	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	<u>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に見直しのため。	
28	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル III-3 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 <u>都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。</u> <u>なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</u> <u>(1) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス</u> <u>番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</u> <u>(2) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス</u> <u>国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
33	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル III-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	【機構】 ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【静岡県の機関】 ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 【開示請求】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。	【機構】 ・ <u>連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。</u> ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【静岡県の機関】 ・アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 【開示請求】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に見直しのため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-1	—	<u>(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	—	<u>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	—	<u>法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 1 リスクへの対策は十分か	—	<u>「特に力を入れている」</u>		
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 2 リスクに対する措置の内容	—	<u>附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 2 リスクへの対策は十分か	—	<u>「特に力を入れている」</u>		
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 3 入手の際の本人確認の措置の内容	—	<u>住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 3 個人番号の真正性確認の措置の内容	—	<u>市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	—	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う。 <u>(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。) 仕組みとする。</u> <u>また、入手元である市町村C/Sにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。</u> <u>個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 3 その他の措置の内容	—	システムでは対応できない事象が発生した際に、 <u>附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 3 リスクへの対策は十分か	—	<u>「特に力を入れている」</u>		
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 4 リスクに対する措置の内容	—	<u>・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを（*）用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</u> <u>・市町村C/Sと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。</u> <u>・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。</u> <u>* 附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。</u> <u>都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村C/Sや附票全国サーバとのデータ交換を行う。</u> <u>データの安全保障対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
37	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク 4 リスクへの対策は十分か	—	<u>「特に力を入れている」</u>		
38	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク 1 宛名システム等における措置の内容	—	<u>附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
38	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	-	<p>庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。</p> <p>附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。</p> <p>なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合（目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。）。</p> <p>(2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、静岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
38	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-3 リスク1 リスクへの対策は十分か	-	<p>「特に力を入れている」</p>		
38	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-3 リスク2 ユーザ認証の管理	-	<p>「行っている」</p> <p>・ 操作者の認証は生体認証とする</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
38	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理	-	<p>「行っている」</p> <p>・ 操作者名簿を作成し、アクセス権限を適切に管理する。</p> <p>・ 職員が異動及び退職等の理由により操作者の指定解除の通知を受けた場合、システム管理者は対象の職員の照合情報を削除することにより直ちにアクセス権限を無効化させる。</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
38	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-3 リスク2 アクセス権限の管理	-	<p>「行っている」</p> <p>・ 管理者は、静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領に基づき、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう適切に管理する。</p> <p>・ 不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、確認及び保管する。</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
38	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル III-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録	-	<p>「記録を残している」</p> <p>・ 本人確認情報を扱うシステムは、機構において常時監視を行う。</p> <p>・ 県においては、操作履歴（アクセスログ・操作ログ）について記録するとともに、目的外での使用がないか、不正な操作が行われていないかについて、定期に及び必要に応じて随時に（少なくとも年に一度）、監査を実施し確認する。</p> <p>・ 操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。</p> <p>・ バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
38	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク 2 リスクへの対策は十分か	—	<u>「特に力を入れている」</u>		
38	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク 3 リスクに対する措置の内容	—	<u>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</u> <u>・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。</u> <u>・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
38	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク 3 リスクへの対策は十分か	—	<u>「特に力を入れている」</u>		
38	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク 4 リスクに対する措置の内容	—	<u>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</u> <u>・定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しない。</u> <u>・研修会における指導等、職員への周知を行う。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
38	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク 3 リスクへの対策は十分か	—	<u>「特に力を入れている」</u>		
39	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク 4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	<u>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</u> <u>【端末利用】</u> <u>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</u> <u>・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置くとともにプライバシーフィルタを設置する。</u> <u>・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。</u> <u>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取得しないよう研修会において指導するとともに、業務端末内のデータを定期的に確認する。</u> <u>・原則として本人確認情報の帳票出力は行わない。ただし、必要な場合は記録を残した上で安全な場所に施錠保管する。</u> <u>・管理者は、操作履歴を適切に取得し、許可した者以外の端末操作を防止するため、操作者に対し、離席の際には業務アプリケーションを終了させるよう指示する。</u> <u>・操作者は、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。</u> <u>【住民対応】</u> <u>・本人確認情報の開示の請求に対し、適切に対応する。</u> <u>・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
40	<p>Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認</p>		<p>静岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領及び静岡県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要領に基づき、委託先の社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力、ISMS認証又はプライバシーマークを取得していることを確認し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p>	<p>「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。</p>	
40	<p>Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p>		<p>〔制限している〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務に従事する者には、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 （「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法） ・委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先（再委託先を含む。）には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先（再委託先を含む。）は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 （「住基ネットの運用保守支援に関する業務」のみが該当する方法） ・委託先従事者名簿の提出を契約書に明記し、管理者及び従事者を限定する。 	<p>「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。</p>	
40	<p>Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>		<p>〔記録を残している〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・その他、システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録（アクセスログ）や、媒体授受の取扱記録を残す。 （「都道府県サーバの運用監視等に関する業務」のみが該当する方法） ・委託先（再委託先を含む。）には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先（再委託先を含む。）は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先（再委託先を含む。）は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策（監視カメラなど）を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 	<p>「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。</p>	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
40	<p>Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>		<p>「<u>定めている</u>」</p> <p>委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを<u>契約書</u>上明記する。 （「<u>都道府県サーバの運用監視等に関する業務</u>」のみが該当する方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「<u>都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告</u>」について「<u>6. セキュリティ確認結果報告</u>」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会い又は報告を受けることを契約書上明記している。 	<p>「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。</p>	
40	<p>Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>		<p>「<u>内容</u>」</p> <p>①集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線（集約ネットワーク）を通して提供する。 ②静岡県が設置する機器の運用保守支援に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。</p> <p>「<u>確認方法</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約において委託者は必要に応じて、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができる。 ・操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 <p>（「<u>都道府県サーバの運用監視等に関する業務</u>」のみが該当する方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先（再委託先を含む。）に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先（再委託先を含む。）がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。 	<p>「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。</p>	
41	<p>Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>		<p>「<u>定めている</u>」</p> <p>「<u>内容</u>」</p> <p>受託者は契約による業務を処理するために委託者から提供、又は自らが取得・作成した個人情報が記録された資料を、委託者が別に指示したときを除き、直ちに返還又は委託者の事前承諾を得て廃棄する。</p> <p>「<u>確認方法</u>」</p> <p>受託者が廃棄する場合は、情報が判読できないよう物理的破壊、裁断、溶解し、適切に廃棄した旨の報告書の提出を求める。 （「<u>都道府県サーバの運用監視等に関する業務</u>」のみが該当する方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間（150年間）が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「<u>運用設計書</u>」において、「<u>媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理確に理由を明記し、媒体は引き継ぎデータ保管庫に格納</u>」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、当県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。 	<p>「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。</p>	
41	<p>Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>		<p>「<u>定めている</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>秘密保持義務</u> ・<u>事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</u> ・<u>特定個人情報の目的外利用の禁止</u> ・<u>再委託における条件</u> ・<u>漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</u> ・<u>委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄</u> ・<u>特定個人情報を取り扱う従業員の明確化</u> ・<u>従業員に対する監督・教育</u> ・<u>契約内容の遵守状況について報告</u> ・<u>委託先に対する実地の調査</u> <p>等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。</p>	<p>「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。</p>	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
41	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<p><u>「特に力を入れている」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先においても、<u>秘密保持義務を委託先との契約に定義する。</u> ・再委託する業務は、<u>直接本人確認情報に関わらない業務とする。</u>（「<u>都道府県サーバの運用監視等に関する業務</u>」のみが該当する方法） ・委託先である機構と再委託先の契約において、<u>個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。</u> ・再委託する業務は、<u>直接本人確認情報に係らない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象としている。</u> ・委託元は、<u>委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。</u>再委託を行う場合は、<u>委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。</u> 	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
41	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-4 リスクへの対策は十分か		<p><u>特に力を入れている</u></p>		
42	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録		<p><u>「記録を残している」</u></p> <p>特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、<u>提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、定められた期間保存する。</u> なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
42	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール		<p><u>「定めている」</u></p> <p><u>【内容】</u> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住基法等において定められた事項についてのみ行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、<u>住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。</u></p> <p><u>【確認方法】</u> ・操作者に付与する権限の範囲は、<u>当該者がその業務を行うために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。</u> ・操作履歴を保存し、不正な利用がないことを確認する。 ・開示請求があった場合は、<u>申請書や手続に係る起案等により、適切な事務処理がなされたことを確認する。</u></p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
42	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 その他の措置の内容		<p><u>「端末機が置かれている事務室の施錠管理」、「操作権限のない者入室させる場合の立会い」、「操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限定」して、情報の持ち出しを制限する。</u></p>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
42	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 リスクへの対策は十分か		<p><u>「特に力を入れている」</u></p>		

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
42	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容		<p>【機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 ・ 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 <p>【静岡県機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存する。 ・ 静岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 <p>【開示請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、住基法等に基づき、手続を確認した上で事務を処理する。 	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
42	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクへの対策は十分か		<p>【特に力を入れている】</p>		
42	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容		<p>【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 <p>【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】</p> <p>【機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 <p>【静岡県機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス権限の管理及び操作者の確認を行うほか、操作履歴を保存し、操作者以外のアクセスがないか確認する。 <p>【開示請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、個人番号カードや運転免許証等により本人確認を行う。 	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
42	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクへの対策は十分か		<p>【特に力を入れている】</p>		
44	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ①NISC政府機関統一基準群		<p>【政府機関ではない】</p>		
44	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ②安全管理体制		<p>【特に力を入れて整備している】</p>		

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
44	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 1 ③安全管理規定	—	<u>「特に力を入れて整備している」</u>		
44	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 1 ④安全管理体制・規定の職員への周知	—	<u>「特に力を入れて周知している」</u>		
44	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 1 ⑤物理的対策	—	<u>「特に力を入れて行っている」</u> ・ <u>附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。</u> ・ <u>附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。</u> ・ <u>都道府県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
44	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 1 ⑥技術的対策	—	<u>「特に力を入れて行っている」</u> ・ <u>ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</u> ・ <u>ソフトウェア（OS、ミドルウェア及びアプリケーションソフト）に対するセキュリティ更新プログラムを適時更新する。</u> ・ <u>庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。</u> ・ <u>都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。</u>	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
44	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 1 ⑦バックアップ	—	<u>「特に力を入れて行っている」</u>		
44	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 1 ⑧事故発生手順の策定・周知	—	<u>「特に力を入れて行っている」</u>		
44	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	—	<u>発生あり</u>		

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
44	"	—	①新型コロナウイルス発生状況を医療機関等にエクセルにて送付する際、ファイル内に個人情報を残したままメール送信してしまった。 ②関係法人に商品データを送付する際、担当者名・メールアドレスを残したまま送信してしまった。 ③委託先の社労士事務所が使用しているクラウドサービスがランサムウェアによる不正アクセスを受け、個人情報が漏えいした。		
44	"	—	・送付するデータ等は複数名でチェックすることとした。 ・委託者に対する監督方法を見直し、厳重に確認することとした。 ・情報セキュリティに対する職員研修を実施した。		
44	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 1 ⑩死者の個人番号	—	[2) 保管していない]	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
44	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 1 リスクへの対策は十分か	—	[特に力を入れている]		
45	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 2 リスクに対する措置の内容	—	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、静岡県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存されるのみであり、情報が更新される必要はない。	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	
45	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 2 リスクへの対策は十分か	—	[特に力を入れている]		
45	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 3 消去手順	—	[定めている] ・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する（消去されたデータは、復元できない）。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。	

該当ページ	項目	変更前の記載	変更後の記載	変更理由	備考
45	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 3 リスクへの対策は十分か		<u>「特に力を入れている」</u>		
45	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク 3 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>サーバ、端末機器（パソコン）、電子記録媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることをしている。</u> ・<u>廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。</u> ・<u>コンピュータ、電子記録媒体（バックアップ媒体も含む）及び周辺装置の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。</u> ・<u>消磁、破砕、溶解、その他の当該記録装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。</u> ・<u>業者委託する場合は、証明書を提出させる。</u> 		